

業務管理体制の整備に関するQ&A【岐阜県版】

本Q&Aは、平成21年3月23日開催の全国会議等において厚生労働省から示された通知や口頭説明、電話照会等による回答、その他の情報を県でまとめたものです。この内容は、今後訂正される可能性があります。

	質問	回答
1	事業者とは何か。	指定又は許可を受けている事業所又は施設の開設者や設置者などの法人等を指します。
2	指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に予防事業所は含まれるのか。	含まれます。 例えば、同一の事業所が訪問介護事業所と介護予防訪問介護事業所としての指定を受けている場合には、指定を受けている事業所の数は2となります。
3	みなし指定は事業所数に含まれるのか。	病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所は含みません。
4	各事業所に法令遵守責任者を置く必要があるのか。	各事業所に置く必要はありません。
5	法令遵守責任者には、資格要件はあるのか。	何らかの資格要件を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任する必要があります。 また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。 なお、代表者自身が法令遵守責任者になることを妨げるものではありません。
6	法令遵守規程はどのようなものか。	事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はありません。 例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者の実態に即したもので可とします。
7	業務執行の状況の監査の方法とは。	医療法、社会福祉法、特定非営利活動促進法、会社法等の規定にに基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会)が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって法に基づく業務執行の状況の監査とすることができます。 また、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法によることもできます。
8	定期的な監査とは、どの程度の頻度か。	必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせることにより、効果的かつ効果的に実施してください。
9	業務管理体制の整備及び届出は、施行日である5月1日までにを行うのか。	最初の整備及び届出は平成21年10月31日までにを行う必要があります。(介護保険法施行規則附則第2条)
10	運営規定等を変更する場合、変更年月日は実施日の4月1日とすべきか、施行日である5月1日に合わせるのかどちらか。	施行日である5月1日に合わせる必要はありませんが、必要に応じて経過措置のある平成21年10月31日までに行ってください。
11	地方厚生局届け出る場合、事業者所在地のある地方厚生局に届け出るのか。	指定又は許可を受けている事業所又は施設の数の多い地方厚生局に届け出るようになります。
12	県に届け出る場合はどうか。	事業者所在地のある各振興局福祉課及び西濃振興局揖斐事務所福祉課に届け出てください。

業務管理体制の整備に関するQ&A【岐阜県版】

本Q&Aは、平成21年3月23日開催の全国会議等において厚生労働省から示された通知や口頭説明、電話照会等による回答、その他の情報を県でまとめたものです。この内容は、今後訂正される可能性があります。

	質問	回答
13	サテライト事業所は事業所数に含まれるのか。	含まれません。 例えば、訪問介護事業所で2箇所のサテライト事業所がある場合でも、指定を受けている事業所の数は1となります。
14	休止中の事業所は事業所数に含まれるのか。	含まれます。
15	基準該当事業所は事業所数に含まれるのか。	含まれません。
16	市町村に届け出る場合、その届出先は事業者所在地の市町村になるのか事業所所在地の市町村になるのか。	事業所所在地の市町村に届け出てください。